

中山道明治天皇大井行在所活用条例の概要について

1. 設置の目的

中山道明治天皇大井行在所は江戸末期に建てられた旧家で、明治13年に明治天皇行幸の際に行在所（宿泊所）として使用されました。

現在も、天皇の宿泊した御座所、大臣参謀勅任官室、侍従室や便所、浴室なども当時のまま残されており、「展示スペース」として市指定文化財に指定されています。

この「展示スペース」を見るだけでなく「交流スペース」として和室を開放し、多くの市民が有効活用する施設として利用していただくことを目的としています。

2. 開所時間

「展示スペース」（御座所、大臣参謀勅任官室、侍従室、便所、浴室）

午前9時～午後5時

「交流スペース」（和室、囲炉裏の間）

午前9時～午後5時

*交流スペースは閉館時間を変更することが可能としています。

3. 入所料と使用料

行在所の入所料は無料です。交流スペースを使用する場合は、次の表の使用料になります。

区分	1時間当たりの 使用料	1時間当たりの 延長料金	1時間当たりの 冷暖房料金
交流スペース	1,800円	1,800円	480円

1 使用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって使用する場合は、使用料に100分の150を乗じて得た額を加算します。

2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げます。

問い合わせ先

恵那市教育委員会生涯学習課

歴史資産整備係

電話番号 0573-26-2111（内線 473）